

勅令第六百九號

朕厚生省官制中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

裕仁



昭和二十年十月二十六日

日
月

内閣總理大臣男爵 幣原喜重郎
厚生大臣 芦田 均

勅令第六百九號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社會局

勞政局

勸勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

- 二 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三 母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四 疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五 體力管理ニ關スル事項
- 六 勤勞衛生ニ關スル事項
- 七 其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 救護及治療ニ關スル事項
 - 二 戰時災害保護ニ關スル事項
 - 三 社會福利施設ニ關スル事項
 - 四 其ノ他社會事業ニ關スル事項
 - 五 住宅ニ關スル事項
- 第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 會金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
 - 二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
 - 三 其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 勤勞ノ需給ニ關スル事項

勅令第六百九號

二 復員等ニ伴フ職業対策ニ關スル事項

三 職業紹介ニ關スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム

第九條ノニヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス